

入札説明書

清掃業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名及び数量

兵庫県庁第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、公館、下山手分室及び災害対策センター清掃業務一式

(2) 仕様 別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和9年1月4日（月）から令和11年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

兵庫県庁第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、公館、下山手分室及び災害対策センター（ただし、令和10年4月1日以降は第3号館、公館、下山手分室及び災害対策センターとする。）

(5) 入札方法

ア 上記(1)の業務件名について入札に付する。落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札（総合評価落札方式〔障害者雇用等配慮型〕）より行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める障害者雇用等への配慮に係る資料を申込書とともに提出しなければならない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、(1)から(6)に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)362-3666 内線75786

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該開札の入札の日において県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、登録建築物清掃業又は登録建築物環境衛生総合管理業のいずれかの登録をしている者。ただし、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を履行場所の建築物環境衛生管理技術者として選任し、神戸市長へ届出できる者であること。

なお、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続を行うことを条件とする。

(6) 一契約の請負床面積が34,000平方メートル以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。

（注）一般競争入札参加資格(6)における同種の清掃業務とは、事務所、学校、病院、ホテル、工場等、常時人が執務、勉強、療養、宿泊、作業等に使用する建物の清掃実績を対象とし、立体駐車場のみの建物等は対象としない。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記1に示した建物清掃が実施できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料（別記様式1号から第6号まで）を添付して、令和8年11月10日（火）午後5時までに提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所
兵庫県総務部職員局管財課
（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
電話番号 078-362-3110（内線72126）
- (2) 申込期間
令和8年10月27日（火）から令和8年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書類
 - ア 「入札参加申込書」を作成のうえ前記(1)の申込場所に直接持参すること。
 - イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合はその旨申し出ること。
 - ウ 前記2(5)の事実を確認するため、都道府県知事が交付した「建築物清掃業登録証明書」、「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」又は「建築物環境衛生一般管理業登録証明書」のいずれかの写しのほか、履行場所の建築物環境衛生管理技術者として選任できる者（2名以上）の厚生労働大臣が交付した「建築物環境衛生管理技術者免状」の写しを入札参加申込書に添付すること。
 - エ 前記2(6)の事実を確認するため、請負延床面積を明示した、該当する清掃業務契約書の写し（清掃の請負延床面積が記載されていない場合にあっては、清掃業務委託者の証明等清掃業務を請け負った延床面積を証明できる書類を添付すること。）を入札参加申込書に添付すること。
 - オ 前記3(1)の障害者雇用等への配慮に係る資料（別記様式1号から第6号）を入札参加申込書に添付すること。
- (4) 一般競争入札参加資格の確認
 - ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
 - イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年11月17日（火）までに入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格者確認通知書）で通知する。
ついては、返信用封筒（定形長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。
 - ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。
 - (ア) 提出期間
令和8年11月18日（水）から令和8年11月24日（火）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (イ) 提出場所
前記(1)に同じ。
 - (ウ) 回答
説明を求めた者に対し、令和8年11月27日（金）までに書面により回答する。
- (5) その他
 - ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
 - イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。
 - エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

6 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和 8 年 1 2 月 7 日（月）午後 1 3 時 3 0 分 兵庫県庁第 3 号館 8 階入札室

(2) 前記 4 (4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

7 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「業務件名」、「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和 8 年 1 2 月 4 日（金）午後 5 時までに下記の場所に必着すること。

〒 6 5 0 - 8 5 6 7

兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 1 0 番 1 号 兵庫県総務部職員局管財課

ただし、名簿に登録されていない者で前記 2 (1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出された場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和 41 年兵庫県告示第 1 4 9 号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は当課所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、前記 1 (1)の業務件名ごとに作成することとし、次の点に留意すること。

ア 業務委託名は、前記 1 (1)に示した業務件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 入札書記載金額については、契約期間に対応する金額の総額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告（以下「本公告」という。）に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

9 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式は任意）で質問すること。

ア 提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）から令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所 前記 4 (1)に同じ。

ウ その他

文書は、持参するものとする。

エ 上記に関わらず、障害者雇用等への配慮に関する資料の記載等についての疑問のみ、申込書提出日前日まで電話による質問を受け付けることとする。

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 8 年 1 1 月 2 6 日（木）から令和 8 年 1 2 月 4 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 閲覧場所 前記 4 (1)に同じ。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年12月3日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。
- (2) 合計点の高い者が2者以上いる場合は、次のとおり取り扱う。
 - (ア) 合計点が同点の場合は、障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。
 - (イ) 合計点及び前号の評価点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。
 - (ウ) 前号の入札価格が同額の者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。なお、入札書札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者としな。
- (4) 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力するものとする。

(5) 障害者雇用の配慮の評価点は、次の評価項目により点数を与えるものとする。(配点100点)

評価項目			評価内容・加点方法	評価基準	配点	得点	
① 価格 (80点)			予定価格の範囲内にあるものについて、次の算定方法により評価する。 (60点) + (20点) × 価格格差率 A 価格格差率 A : $1 - \frac{(\text{入札価格} - \text{最低価格})}{(\text{最高価格} - \text{最低価格})}$ ※入札価格と最低価格の差を最高価格と最低価格の差で除して得た値は、小数点第3位以下を切り捨てとする。		80点 ～ 60点	／80点	
② 障害者雇用の配慮 20点	当該業務への知的・精神障害者の就業状況	就業者数	1 当該業務に従事する知的・精神障害者の人数に応じて評価	3人以上	10点	／10点	
			2 障害のない者の平均勤務時間の4分の3相当で換算した人数で算定	2人以上3人未満	8点		
			3 短時間雇用の基準である20時間以上について評価	1人以上2人未満	6点		
				0.5人以上1人未満	4点		
				0.5人未満	0点		
		支援体制の整備	知的・精神障害者の雇用を実現するための支援体制の整備を評価	既に現場で雇用されている障害者がいない場合 ※1			／2点
				専任支援者1人以上配置	2点		
				専任支援者の配置なし	0点		
				既に現場で雇用されている障害者がいる場合			
				当該障害者の継続雇用	1点		
	専任支援者1人以上配置			1点			
	障害者雇用の取組	障害者雇用率	法定雇用率以上の障害者雇用を評価	4.6%以上	4点	／4点	
				3.45%以上4.6%未満	3点		
				2.3%以上3.45%未満	2点		
				2.3%未満 ※2	0点		
		障害者の定着	障害者の平均雇用継続期間を評価	2年以上	2点	／2点	
				1年6ヶ月以上2年未満	1点		
				1年6ヶ月未満	0点		
		障害者施設等への優先発注の取組	障害者施設、小規模作業所等への優先発注の取組を評価	年間30万円以上の発注	1点	／1点	
	年間30万円未満の発注			0点			
	障害者施設等からの優先発注の取組	障害者施設、小規模作業所等から障害者の職場実習の受入を評価	障害者実習の受入あり	1点	／1点		
			障害者実習の受入なし	0点			
	合計						／100点

※1 「既に現場で雇用されている障害者」とは、当該清掃業務の現場において、契約をしようとする年度の前年度以前から雇用されている知的・精神障害者をいう。

※2 「障害者雇用状況報告書」による不足数が0人の場合は、法定雇用率を満たしているものと見なす。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。
ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和8年12月3日以前の任意の日を開始日とし、令和9年1月4日を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったもの以外のもの
- (11) この入札の対象となる委託契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるときは、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成等

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年12月28日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (6) この調達契約に係る、翌年度以降の歳入歳出予算において、予算の減額又は削除があったときは、県はこの契約を解除することができる。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
 - ア 本件委託業務の契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書
 - イ 下請契約等及び本件委託業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書
- (4) 本庁舎周辺整備事業に伴い、契約期間中に対象建物の減少を含む契約の変更を行う可能性があるため、あらかじめ了承の上入札のこと。対象建物の変更を行う場合には、その3ヶ月前までに受託者に通知する。

19 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 清掃業務仕様書（参考様式1号から4号）
- (3) 契約書（案）
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 入札書
- (6) 委任状
- (7) 障害者雇用等への配慮に係る資料（様式1号から第6号）
- (8) 兵庫県発注の入札に参加される事業者の皆様へ（お知らせ）

20 調達事務担当課

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課

電話番号 078-362-3110（内線72126）